

相 談 事 例

ID : 09-01-009

相談タイトル

持家から公営住宅への住み替えについて

Q : ご相談内容

夫・妻・子の3人暮らし。現在は高崎市内で夫名義の持ち家に住んでいる。近隣との騒音トラブルにより前橋市内への転居を検討している。持ち家がある場合、公営住宅に入居できるか。また、夫と別居のようなかたちで申込むことができるか。

A : 回答

県営住宅および前橋市営住宅は、持ち家所有の場合は申込できません。また、世帯を不自然に分けて申込むことも公営住宅ではできません。現状では公営住宅への申込は難しいと思われるので、住宅供給公社で所有する公社賃貸住宅についても検討されてはと思います。